

川越市グリーンツーリズム拠点施設条例施行規則の様式追加、変更に係る概要について

令和7年11月
産業観光部農政課

1 策定の趣旨

令和8年4月より、川越市グリーンツーリズム拠点施設で使用している公共施設予約システムの更新があることに加え、キャンプスペースの新設及び市民農園が公の施設となることから、利用許可申請書等の様式を追加、変更するものです。

また、利用者の利便性向上のため農業ふれあいセンター施設等利用時間区分に昼を加えるとともに、それに合わせその他の時間区分も見直したものです。

2 改正の主な内容

改正の主な内容は、次のとおりです。

(1) 追加、変更となる様式の内容

公共施設予約システムの更新に伴い、農業ふれあいセンター内の施設利用に関する利用申請書等一式が変更となることに加え、取消申請書、取消許可書、緑地広場の行為許可の取消申請書、取消許可書、大屋根広場の取消申請書、取消許可書等を追加するものです。

また、キャンプスペース及び市民農園については、利用申請書、変更申請書、変更許可書、取消申請書、取消許可書等の利用に関する様式一式を新規で追加するものです。

(2) 変更となる利用区分の内容

下表のとおり、農業ふれあいセンター施設等利用時間区分を変更するものです。

(旧)

時間区分	利用時間
午前	午前9時から正午まで
午後1	午後1時から午後3時まで
午後2	午後3時15分から午後5時15分まで
夜間	午後5時30分から午後9時まで
午前・午後	午前9時から午後5時まで
午後・夜間	午後1時から午後9時まで
1日	午前9時から午後9時まで

(新)

時間区分	利用時間
午前	午前9時から正午まで
昼	正午から午後1時まで
午後1	午後1時から午後3時30分まで
午後2	午後3時30分から午後6時まで
夜間	午後6時から午後9時まで

3 施行期日

令和8年4月1日としようとするものです。

4 効果

様式を定めることで、利用者に対する手続きの透明性の確保を図ることができ、利用時間区分を変更することで利用者の利便性向上を図ることができます。